

2. 出願資格

1) 出願資格(博士課程後期課程)

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 修士の学位または専門職学位を有する者、および **2026 年3月末**までに取得見込みの者。(学校教育法第102条第1項)
2. 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および **2026 年3月末**までに授与される見込みの者。(学校教育法施行規則第156条第1号)
3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および **2026 年3月末**までに授与される見込みの者。(学校教育法施行規則第156条第2号)
4. 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および **2026 年3月末**までに授与される見込みの者。(学校教育法施行規則第156条第3号)
5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、および **2026 年3月末**までに授与される見込みの者。(学校教育法施行規則第156条第4号)
6. 外国の学校、学校教育法施行規則第156条第3号の指定を受けた教育施設または国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験および審査に相当するものに合格し、修士の学位を有すると同等以上の学力があると認められた者。(学校教育法施行規則第156条第5号)
7. 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者。(平成元年文部省告示第118号)
8. 本大学院において、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、**2026 年4月1日**までに満24歳に達するもの。(学校教育法施行規則第156条第7号)

【出願資格に関する注意事項】

1. 上記の出願資格「第1項～第5項」において「見込み」で受験して合格し、出願資格に必要な要件を **2026 年3月末**までに満たせない場合は、入学が許可されないことになりますので、注意してください。
2. **出願資格「第7項・第8項」によって出願しようとする者**は、出願に先だって出願資格審査が必要となります。審査を希望する者は2025年11月12日(水)までに学部事務5課 現代心理科学研究科入試担当へ事前連絡の上、11月27日(木)までに以下の書類を提出してください(締切日必着)。

	書類	内容
1	成績・単位証明書	出身大学等が発行したもの(ただし、本学出身者は不要)。
2	卒業証明書	出身大学等が発行したもの(ただし、本学出身者は不要)。
3	在籍証明書、業績一覧等	大学、研究所等が発行したもの。
4	研究計画書	本学所定書式。入試要項 web サイトよりダウンロードしてください。
5	履歴書	本学所定書式。事前連絡後に学部事務5課から書式を提供します。

※郵送先 〒352-8558 埼玉県新座市北野 1-2-26 立教大学新座キャンパス 現代心理研究科担当宛

2) 一般入学試験受験資格

博士課程後期課程の出願資格要件(詳細は「出願資格」上記参照)を満たす者。